

国際人権法から見た仏国差別禁止法の発展 －日本における差別禁止法制定のために－

Evolution of the Anti-discrimination law in France
- In view of a future legislation in Japan -

窪 誠 (KUBO Makoto)

フランスは、以下の3つの差別禁止に関するEU指令に従って、国内の差別禁止政策を立案実施してきた。

- ①人種及び民族的出自に関する差別防止指令（2000/43/EC）、
- ②雇用及び職業における均等待遇のための一般的枠組みの設定指令（2000/78/EC）、
- ③男女の雇用、職業訓練、昇進及び労働条件に関する均等待遇指令（2002/73/EC）である。

この3指令の国内実施を目指して制定されたのが、「差別防止の領域における共同体法の適用のための諸条項に関する2008年5月27日の法律第2008-496号」である。

さらに、2008年には、権利擁護官制度が憲法に明記され、従来の人権擁護関連機関である、共和国幹旋官、子ども擁護官、反差別及び平等促進高等機関、国家安全保障委員会の機能はすべてこの権利擁護官制度に統合された。

この権利擁護官制度を中心に、フランス差別禁止法がどのように実施されているのかを明らかにすることが、現在の課題である。